

「中小企業活性化協議会（産業復興相談センター事業）実施基本要領」 Q&A 新旧対照表

(改正後)	(改正前)
<p>「中小企業活性化協議会（産業復興相談センター事業）実施基本要領」 Q&A</p> <p>令和4年4月1日</p> <p>Q1. このQ&Aは、どのような位置付けになるのですか。</p> <p>A. 各認定支援機関による中小企業活性化協議会事業の中で行う産業復興相談センター事業（以下、「センター事業」といいます。）の<u>手続</u>を定めた中小企業活性化協議会（産業復興相談センター事業）実施基本要領（以下、「本基本要領」といいます。）について、実務上留意すべき事項を中小企業庁においてまとめたものです。</p> <p>Q2. ～Q3. （略）</p> <p>Q4. センター事業が対象とする事業者とはどのような企業ですか。</p> <p>A. センター事業が対象とする事業者は、東日本大震災の影響を受けたことにより再生可能性があるものの過大な債務を負っている事業者であって、被災地域においてその事業の再生を図ろうとする事業者が対象となります。</p> <p>また、産業競争力強化法第2条第22項に定義される「中小企業者」（このQにおいては、「競争力強化法中小企業者」という。）だけが被災事業者</p>	<p>「中小企業再生支援協議会事業（産業復興相談センター事業）実施基本要領」 Q&A</p> <p>令和3年4月1日</p> <p>Q1. このQ&Aは、どのような位置付けになるのですか。</p> <p>A. 各認定支援機関による中小企業再生支援協議会事業の中で行う産業復興相談センター事業（以下、「センター事業」といいます。）の<u>手続</u>を定めた中小企業再生支援協議会事業（産業復興相談センター事業）実施基本要領（以下、「本基本要領」といいます。）について、実務上留意すべき事項を中小企業庁においてまとめたものです。</p> <p>Q2. ～Q3. （略）</p> <p>Q4. センター事業が対象とする事業者とはどのような企業ですか。</p> <p>A. センター事業が対象とする事業者は、東日本大震災の影響を受けたことにより再生可能性があるものの過大な債務を負っている事業者であって、被災地域においてその事業の再生を図ろうとする事業者が対象となります。</p> <p>また、産業競争力強化法第2条第17項に定義される「中小企業者」（このQにおいては、「競争力強化法中小企業者」という。）だけが被災事業者</p>

ではなく、地域の復興を図るに当たっては、競争力強化法中小企業者以外の事業者も対象となります。具体的には、競争力強化法中小企業者のみならず、農業協同組合法に規定する農事組合法人、医療法に規定する医療法人、社会福祉法に規定する社会福祉法人等を含む全ての事業者（個人事業者も含み、大企業だけは除きます。）を対象としています。

Q 5. (略)

Q 6. 産業復興相談センターにおける再生計画策定支援と中小企業活性化協議会における再生計画策定支援の違いは何ですか。

A. 対象債権者との連携、調整を図りながら、具体的で実現可能な再生計画の策定支援を行うことは同じですが、産業復興相談センターにおいては、東日本大震災により被害を受けた事業者の再生計画策定の支援を行います。

また、再生計画案の内容については、平時の対応を想定した中小企業活性化協議会と異なり、債務超過解消年数等について、東日本大震災による被害を受けた実情に即したものとすよう十分に配慮するものとしています。

Q 7. ～Q 9. (略)

ではなく、地域の復興を図るに当たっては、競争力強化法中小企業者以外の事業者も対象となります。具体的には、競争力強化法中小企業者のみならず、農業協同組合法に規定する農事組合法人、医療法に規定する医療法人、社会福祉法に規定する社会福祉法人等を含む全ての事業者（個人事業者も含み、大企業だけは除きます。）を対象としています。

Q 5. (略)

Q 6. 産業復興相談センターにおける再生計画策定支援と中小企業再生支援協議会における再生計画策定支援の違いは何ですか。

A. 対象債権者との連携、調整を図りながら、具体的で実現可能な再生計画の策定支援を行うことは同じですが、産業復興相談センターにおいては、東日本大震災により被害を受けた事業者の再生計画策定の支援を行います。

また、再生計画案の内容については、平時の対応を想定した中小企業再生支援協議会と異なり、債務超過解消年数等について、東日本大震災による被害を受けた実情に即したものとすよう十分に配慮するものとしています。

Q 7. ～Q 9. (略)